

福祉生活病院常任委員会資料

(令和7年1月23日)

【件名】

- 令和6年度第2回鳥取県児童福祉審議会の開催結果について
(子育て王国課)・・・2
- 「こどもまんなかアクション」リレーシンポジウム in とっとり～子どものチカラがミライを変える！子どもが主役の鳥取県～の開催について
(子育て王国課)・・・4
- 鳥取県ひとり親家庭等自立促進計画(改訂案)のパブリックコメントの実施結果について
(家庭支援課)・・・6
- 鳥取県青少年健全育成条例改正に係るパブリックコメントの実施について
(家庭支援課)・・・8
- 中央児童相談所一時保護所の運営に関する第三者評価の結果について
(家庭支援課)・・・9
- 令和3年8月に児童養護施設で発生した児童自死事案に関する二次検証について
(家庭支援課)・・・11
- 児童虐待事案に係る個別検証の実施について
(家庭支援課)・・・12
- 平成30年12月に発生した県立皆成学園入所児童の死亡事案の検証について
(子ども発達支援課)・・・13

子ども家庭部

令和6年度第2回鳥取県児童福祉審議会の開催結果について

令和7年1月23日
子育て王国課

児童福祉法第8条第1項に基づき設置している「鳥取県児童福祉審議会」（以下「審議会」という。）について、令和6年度第2回会議を開催したので、概要を報告します。

1 開催概要

- (1) 日時 令和7年1月20日（月）午後1時から午後4時50分まで
- (2) 場所 県庁 特別会議室
- (3) 出席者 塩野谷斉委員長（鳥取大学地域学部副学部長）ほか委員12名

2 議事概要

(1) 審議事項

- ア 私立幼保連携型認定こども園の設置について
- イ 子ども・子育て支援施設整備交付金の国庫補助協議
- ウ 次世代育成支援対策施設整備交付金の国庫補助協議
- エ 鳥取県ひとり親家庭等自立促進計画の改定案について
- オ 鳥取県青少年健全育成条例の改正について
- カ 新規里親認定申請案件3件

(2) 報告事項

- ア 児童虐待事案事例報告
- イ 被措置児童虐待通告の調査結果報告
- ウ 令和6年度第2回子育て王国とっとり会議の開催結果について
- エ 「子どもミーティング」の実施結果について
- オ 令和3年8月に児童養護施設で発生した児童自死事案に関する二次検証について
- カ 平成30年12月に発生した県立皆成学園入所児童の死亡事案の検証について

【委員からの意見】

＜子ども・子育て支援施設整備交付金の国庫補助協議について＞

- ・今回、放課後児童クラブの耐震化に対応するための整備ということだが、県内の放課後児童クラブの耐震補強の状況について調査し、県が把握しておくべきではないか。

＜鳥取県ひとり親家庭等自立促進計画の改定案について＞

- ・計画に載せてあるグラフ（世帯の年間収入等）について一般的指標がなくて分かりにくいいため、鳥取県の平均データなどが載っているとよい。
- ・計画を当事者の方々へどうやって届けるか、周知の仕方を検討してほしい。

＜鳥取県青少年健全育成条例の改正について＞

- ・相談窓口について、青少年のためだけでなく保護者の相談も受けられるような窓口の設置を検討してほしい。
- ・子どもたちに自覚を持ってもらえるよう条例の内容を子どもたちに知らせてほしい。

＜新規里親認定申請について＞

- ・里親を委託する際には、子どもの最善の利益を重視して判断するようにしてほしい。

3 今後の予定

第3回審議会を令和7年3月に開催予定。

【参考】児童福祉審議会の概要（設置時期：令和6年10月23日設置）

(1) 児童福祉審議会の体制

児童福祉審議会 所掌事務：子ども施策全般（子育て支援、社会的養護、ひとり親施策、母子保健施策 等）
--

※審議会の下に、保育所・児童養護施設等で発生する重大事案や子どもへの権利侵害事案等に対する専門的な検証や、要保護児童の審査等を行うための「支援検証部会」を設置する。

(2) 児童福祉審議会委員構成（委員数13名以内、任期2年）

	分野	氏名
1	地域福祉	加藤 邦雄（八頭町民生児童委員協議会）
2	児童福祉（子育て支援）	滝波 真美（一般社団法人スペースソラ理事）
3	児童福祉（社会的養護、里親）	福壽 みどり（鳥取県里親会）
4	児童福祉（社会的養護）	水野 壮一（鳥取県児童福祉入所施設協議会副会長）
5	児童福祉（保育）	森田 明美（鳥取県子ども家庭育み協会理事）
6	ひとり親等	井田 智子（鳥取県母子寡婦福祉連合会理事長）
7	母子保健	平井 淳子（鳥取大学医学部附属病院総合周産期母子医療センター、鳥取県助産師会理事）
8	学識経験者	塩野谷 斉 （鳥取大学地域学部副学部長、地域学科人間形成コース教授）
9	青少年・文化団体	中島 諒人（特定非営利活動法人鳥の劇場芸術監督）
10	こどもの権利	岡 武司 （特定非営利活動法人こども・らぼ b&g 鳥取拠点マネージャー）
11	障がい児	垣内 充（特定非営利活動法人たんぼぼ副理事長）
12	市町村	小野澤 裕子（鳥取市健康子ども部こども家庭局長）
13	一般公募	中原 大輔

※審議等の内容により、必要に応じて、臨時委員を選任する。

(3) 調査審議事項

- ① 児童、妊産婦及び母子家庭等の福祉並びに母子保健に関する事項を調査審議すること。
- ② 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第9項の規定による児童の福祉を図るため、芸能、芸術、出版物、がん具、遊具等を推薦又はそれらを製作し、興行し、若しくは販売する者等に対し、必要な勧告を行うこと。
- ③ 児童福祉法第18条の20の2第2項の規定による意見に関し、審議すること。
- ④ 児童福祉法第27条第6項の規定による諮問に関し、審議すること。
- ⑤ 児童福祉法第33条の15第3項の規定による意見に関し、審議すること。
- ⑥ 児童福祉法第35条第6項の規定による意見に関し、審議すること。
- ⑦ 児童福祉法第46条第4項の規定による意見に関し、審議すること。
- ⑧ 児童福祉法第59条第5項の規定による意見に関し、審議すること。
- ⑨ 児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第29条の規定による意見に関し、審議すること。
- ⑩ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第4条第5項の規定による分析、調査研究及び検証を行うこと。
- ⑪ 児童虐待の防止等に関する法律第13条の5の規定による報告を受けること。
- ⑫ 児童福祉施設等における子どもの死亡事故等の重大事故、重大な権利侵害事案等の審議及び検証を行うこと。
- ⑬ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第3項の規定による意見に関し、審議すること。
- ⑭ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第21条第2項の規定による意見に関し、審議すること。
- ⑮ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第22条第2項の規定による意見に関し、審議すること。

「こどもまんなかアクション」リレーシンポジウム in とっとり ～子どものチカラがミライを変える！子どもが主役の鳥取県～の開催について

令和7年1月23日
子育て王国課

子どもが権利の主体として、意見表明や社会参画の機会を確保することの重要性を啓発するため、こども家庭庁と共催でイベントを開催したので、概要を報告します。

1 イベントの概要

- (1) 日 時：令和6年12月22日（日）午後2時から午後4時まで
- (2) 会 場：米子コンベンションセンターBIGSHIP 2階国際会議室（米子市末広町294）
- (3) 入場者数：約200人
- (4) 内 容
 - ・オープニングアクト（米子松蔭高校ダンス部によるダンスパフォーマンス）
 - ・三原こども政策担当大臣からのビデオメッセージ
 - ・各地区子どもミーティング参加者による発表
 - ・元バレーボール女子日本代表 木村沙織さんによるトークショー
 - ・トークセッション（子どもの意見表明について子どもミーティング参加者等による意見交換）



2 子どもミーティング参加者による発表

8月から県内3地区で実施した「子どもミーティング」でまとめたアイデアを子ども自身が発表した。

今後、出されたアイデアを市町村等につなぐ機会を設け、アイデア実現の可能性を検討していく。

	参加者※敬称略	アイデア
東部地区	山名 伸弥(用瀬小6年) 横野 夕莉(船岡小6年) 中西 湊都(城北小6年)	『明日をちょっと良くする「住」』 ・高齢者でも気軽に旅行ができるように、低価格でスロープなどのバリアフリー設備が施された電車を提案 ・廃校を活用した、鳥取の自然を満喫でき、ジップラインやプロジェクションマッピングなどが楽しめるテーマパーク『自然リゾート「TOTTORI」』を提案
中部地区	小谷 ちひろ(倉吉北高1年) 河本 航汰(倉吉北高2年) 小林 結伊(倉吉北高1年)	『地域医療とバス問題』 県外からの医師スカウト、症状に応じた病院紹介システム、地域住民の運転によるバス空白地の補完、乗りたくなるバス（テレビ付き、低料金・定額設定、見た目が変わったバス）を提案
		『倉吉ハッピータウン計画』 アニメやまんがを活用した聖地巡礼ツアー、倉吉でしか聞けない声優ボイス、オンラインゲーム大会の開催、山守集学校の星空スポット化など、地元の観光資源・素材と流行を融合させ、人を呼び込むアイデアを提案
		『Street Light Project』 街灯を増やし夜の暗い道を明るく改善する。虫が寄り付きにくいよう色や臭いを発する街灯、近隣住民の迷惑にならないようタイマー調光機能付きの街灯整備を提案

西部 地区	小柴住 柊青(就将小5年) 大西 康介(箕蚊屋小5年) 香月 美黎(住吉小5年) 伊西 照樹(啓成小3年)	『学校のルール変更』 学校にシャープペンを持っていけないルールについて、なぜ持っていけないのかを皆で議論し、持って行ってもよいと考えるシャープペンを学校に提案
	持田 竜之介(五千石小6年) 原田 千楓(住吉小4年) 貝森 蒼(弓ヶ浜中2年)	『学校のルール変更』 ・猛暑日が増え学校で水筒がすぐに空になるため、ウォーターサーバーの設置を提案 ・自転車通学が禁止されているが、宮古島の例も参考に自転車通学許可を求める提案 ・学校が毎日楽しくなるよう県産木材を活用した大型木製ガチャを学校に設置
		『ご当地カニバス計画』 米子空港と米子駅を結ぶ空港バスの車内に、当地の名産品であるカニの身など(季節ごとに産品を変える)が出てくる装置を設置し、来県者に県のPRを行う

3 トークセッションについて

子どもミーティング参加者及びファシリテーターを中心に、子どもミーティングについて振り返り、子どもの意見表明の観点から国の「こどもまんなか社会」や県の取組の今後の展望についてトークセッションを行った。

○横野 夕莉さん(船岡小6年)

- ・今回の子どもミーティング参加の経験を生かして物事を具体的に考えることができるようになった。また同じような機会があればより良いアイデアを出せるようにしたい。

○小林 結伊さん(倉吉北高1年)

- ・学校では身につけにくい多様な世代と協働する力を身に付けることができた。また高校生活など普段の暮らしの中でこうしたらもっと良いのではないかと考えるようになり、機会があれば学校へ提案したい。

○原田 千楓さん(住吉小4年)

- ・地域の魅力をPRするために新しいアイデアを考えることはワクワクした。多様な意見が出たことで、自分の意見が出しやすくなり、自分も意見をはっきり言っているんだと思った。

○木村 沙織さん(元バレーボール女子日本代表)

- ・共通の目標に向かってコミュニケーションを図った今回のミーティングでの経験を活かして、子どもが主体的に街をよくすることを考えるきっかけになればいい。

○柳 大地さん(鳥取市議会議員、東部地区子どもミーティングファシリテーター)

- ・学校では探求学習として、このような取組をやっているところもあり、今回のように学校の垣根を越えて子どもの意見を聞く場が増えると面白い。子どもたちが主体的に学び、決定する仕組み、環境づくりをこれから学校や社会で進めていけたらと思う。

○林 俊宏こども家庭庁長官官房 総務課長

- ・今までの社会は大人中心の設計だったが、これからは子どもからの意見を取り入れて、大人たちとは違った目線で社会をより良くする仕組みづくりをこども家庭庁では進めている。今後こういった子どもの意見表明、社会参画を当たり前のものにできるよう、「こどもまんなか」のアクションを広げていく。

○中西子ども家庭部長

- ・今回のミーティングでのいろいろな世代や他の学校の児童・生徒と関わる経験は、社会に出てからとても役に立つと思う。これからも家族や地域みんなで子どもたちを見守り、すくすくと育っていけるような鳥取県を目指していく。

鳥取県ひとり親家庭等自立促進計画(改訂案)のパブリックコメントの実施結果について

令和7年1月 23 日
家庭支援課

「鳥取県ひとり親家庭等自立促進計画」の改訂について、パブリックコメントを実施したのでその結果を報告します。

1 実施結果

- (1) 意見募集期間 令和6年 11 月 11 日から 12 月 10 日まで
- (2) 周知方法 調査票の郵送又は配布、郵送回収
- (3) 周知方法
 - ・ホームページへの掲載
 - ・新聞広告の掲載
 - ・県民課、各総合事務所、市町村窓口等におけるチラシの配架
- (4) 意見受付件数 4件(2名)

2 主な意見と対応方針

主な意見	対応方針
<p>【ひとり親の職業訓練】 母の職業教育でしっかりとした仕事に就けば児童扶養手当も不要になるので、その分職業教育に投資できないか。安定した仕事に就けるよう職業訓練が最も大切だが、一人で小さな子を育てながら、家庭と仕事、職業訓練を両立することは難しい。</p>	<p>【計画案に盛り込み済み】 ひとり親家庭等が安定的に収入を得ることにより、自立した生活を送ることができるよう、職業能力向上のための訓練、効果的な就業あっせん、子育てと仕事の両立支援など、就業面での支援の充実を図ることとしています。母子父子自立支援員やひとり親家庭相談支援センターは、ハローワーク・県立ハローワークの職業相談・職業紹介と連携し、就業を支援します。各ハローワークに設置してある子ども連れで来所しやすい環境が整備されたマザーズコーナーや、就職が困難なひとり親をハローワーク等の紹介により継続して雇用する事業者に対して支給される特定求職者雇用開発助成金について周知を行います。また、ハローワークと福祉事務所が連携して実施している生活保護受給者等就労自立促進事業を活用し、児童扶養手当受給者の個々の状況に応じたきめ細やかな就業支援について推進します。</p>
<p>【母子父子寡婦福祉貸付金】 母子父子寡婦福祉資金の適正な貸付けの「適正」に違和感を感じる。今の貸付けは(貸付基準が厳しい等の)課題があるのでは。</p>	<p>【計画案に盛り込む】 母子父子寡婦福祉資金貸付制度の周知及び貸付けを推進することとし、「適正な」の文言を削除します。</p>
<p>【子どもの教育】 相対的貧困家庭が多いため、子どもの教育にお金も時間も費やすゆとりがない。</p>	<p>【計画案に盛り込む】 子どもの学習支援事業の実施場所からを利用しやすくなるよう、タブレット等を利用したオンライン学習の推進や学習会場までの送迎支援を行い送迎負担を軽減するなど、利用しやすい環境を整えます。また、行政だけでなく、民間企業・団体においても子どもの就学・進学のための奨学金等支援が数多く実施されているため、必要とする方にわかりやすい情報が届くよう、周知に努めるよう記載します。</p>
<p>【ひとり親家庭特別医療費助成】 ひとり親家庭への医療費助成について、現在18歳未満の児童とその扶養する親が対象となっているが、大学を卒業する22歳までの引上げを希望する。</p>	<p>【その他】 ひとり親家庭の医療費の自己負担相当額を一部助成することにより、経済的負担の軽減と健康の保持増進を図っております。対象児童年齢の引上げについては、施策への意見として今後の参考とします。</p>

3 計画(案)の概要

1 計画の概要

(1) 計画期間

5年間（令和7年4月1日から令和12年3月31日まで）

(2) 本計画の位置付け

母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第12条第1項に基づき、地域の実情に応じて、母子家庭・父子家庭等の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項や具体的な措置に関する方針を定めるもの。

※ 国が同法第11条に基づき定める母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針も参考として策定。

(3) 基本理念…ひとり親家庭等の自立した生活の確立と、世代間の貧困の連鎖が解消され児童の健全やかな育成が実現できる社会づくり

(4) 基本目標と主な内容 ※下線部が改訂による主な追加箇所

①子育てや生活支援の充実

ひとり親家庭が安心して子育てを行いながら、就業や就業に向けた職業訓練を受けることができるよう、市町村との連携のもと、ひとり親家庭の児童の学習支援、保育所への優先入所、多様な保育サービスの提供、放課後児童健全育成事業の充実などの子育てサービスの充実を図るとともに、公営住宅の優先入居の推進など生活面への支援を行う。また、子どもの学習支援の利用促進のため、送迎支援の周知やオンライン学習支援の活用を推進する。

子ども食堂・こどもの居場所について、「体験活動」や「学習支援」などの活動充実とネットワークづくりを進めていくことを明記するとともに、鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例に基づき、ヤングケアラーをはじめとした家庭の問題を地域社会の中で互いに支え合う温もりのある社会づくりを推進する。

就業や子育てをはじめとした生活面等に関する様々な悩みについて相談支援を行うひとり親家庭相談支援センターについて、相談しやすい環境を整備していくほか、各種施策の情報発信について、「SNSの活用」によるプッシュ型の情報発信をはじめとして充実・推進する。

②就業支援の推進

ひとり親は約9割が就業しているものの、収入が低い現状を踏まえ、ひとり親家庭等が安定的に収入を得ることにより、自立した生活を送ることができるよう、ひとり親の正規雇用率の向上目標を設定した上で、職業能力向上のための訓練、効果的な就業あっせん、就業機会の創出など、就業面での支援の充実を図る。

③共同親権の導入を踏まえた養育費確保等の支援の充実

国の養育費等相談支援センター等と連携し、養育費及び親子交流の取り決めや養育費の取得及び親子交流実施の促進に関する啓発や相談支援を行う。共同親権制度の導入を踏まえ、県が実施する弁護士等による相談事業を充実させていく。養育費の受領率に関して達成目標を設定した上で、離婚前後の父母に対する広報啓発及び情報提供を行う。

④経済的支援の充実

児童扶養手当の支給、母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付けや医療費の助成を行い、ひとり親家庭等の生活の安定と向上及び自立を図る。家庭の経済状況により子どもの進路が狭められないよう、子どもの体験格差を埋めるための取組（体験学習、社会学習等）を進めることで幅広い進路を検討できる環境を整えていくとともに、行政・民間企業・団体などが実施する各種奨学金より分かりやすく工夫して周知していく。

4 今後の予定

令和7年1月下旬 鳥取県ひとり親家庭等自立促進計画改訂検討会での意見聴取

令和7年3月 計画の改訂及び公表

鳥取県青少年健全育成条例改正に係るパブリックコメントの実施について

令和7年1月23日
家庭支援課

SNSを介した闇バイト募集などの事案が顕在化している中、SNSやデジタル技術を使った被害から子どもたちを守るため、鳥取県青少年健全育成条例の一部改正を検討しており、当該改正案についてパブリックコメントを実施しますので報告します。

1 パブリックコメントの意見募集期間

令和7年1月23日（木）から2月3日（月）まで

2 条例改正の背景

スマートフォンをはじめインターネットに接続できる各種機器の普及に伴う青少年のスマートフォン所持率の上昇や利用時間の増加が確認されているとともに、SNSを通じた青少年の闇バイトへの加担やいじめ・誹謗中傷、生成AIによる性的画像作成等の性被害などの事案が発生している。

こうした事案の顕在化等を受け、令和6年11月定例県議会において、これらの諸問題に対する県の認識や対応案等について議論がなされたことを契機に、SNSやデジタル技術を使った被害から子どもたちを守るとともに、子どもたちを被害者にも加害者にもさせないため、鳥取県青少年健全育成条例の改正を検討することとした。

3 条例案の概要

- ①青少年のSNS利用に際し、適切な利用方法を習得させるよう努めること等を保護者・学校関係者等の努力義務として規定する。
- ②生成AI等により合成された青少年の性的画像（ディープフェイクポルノ）による被害防止に向けた措置を講じる。
- ③保護者がフィルタリングソフトウェアを利用して閲覧を防止すべき情報の対象に闇バイト広告、オンラインカジノが含まれることを明確化する。
- ④インターネット接続機器の販売事業者が機器を販売する際に、また、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が青少年が使用する携帯電話端末等の接続役務提供契約の締結等をする際に、青少年がインターネットを不適切に利用することにより犯罪その他被害に巻き込まれるおそれがあることや、ペアレンタルコントロールにより有害情報の閲覧又は視聴を防止すること及び秘匿性が高いSNSのアプリケーションのインストールを制限することが可能であることについて説明することを義務付ける。
- ⑤県の責務として、条例に関する青少年のための相談窓口を設置することを規定する。

4 今後のスケジュール（予定）

令和7年2月上旬 令和6年度第2回鳥取県青少年問題協議会において条例改正案を審議
〃 2月中旬 パブリックコメント実施結果を県ホームページで公表
〃 2月下旬 県議会に条例改正を付議

中央児童相談所一時保護所の運営に関する第三者評価の結果について

令和7年1月23日
家庭支援課

令和6年度に実施した中央児童相談所一時保護所の運営に関する第三者評価（以下「第三者評価」という。）の結果を報告します。

1 概要

児童相談所体制強化の一環として、令和2年度から県内3カ所の児童相談所一時保護所（以下「一時保護所」という。）を対象に実施している第三者評価について、令和6年度からは3年に1回受診する仕組みとし、令和6年度は中央児童相談所一時保護所の第三者評価を実施した。（令和7年度は米子児童相談所一時保護所が受審予定）

2 評価機関（一般社団法人日本児童相談業務評価機関（東京都北区、令和3年10月設立））

児童相談業務の第三者評価を行うことを目的に設立され、国が作成した一時保護所に対する第三者評価ガイドラインの作成委員会を中心に構成された団体。

3 評価方法

日本児童相談業務評価機関が作成した「一時保護された子どもの生活・支援に関する第三者評価の手引き(2024年度版)」を用いて、次の方法で実施した。

令和6年5月から自己評価及びアンケート調査を開始し、8月7日、8日の実地調査を経て、令和6年12月に評価機関から報告書を受理した。

(1) 自己評価

64の評価項目について、児童相談所職員が自己評価を行い、所全体のとりまとめ評価を実施した。

	内容	評価項目数
第Ⅰ部	子ども本位の養育・支援	19項目
第Ⅱ部	一時保護の環境及び体制整備	14項目
第Ⅲ部	一時保護所の運営	23項目
第Ⅳ部	一時保護所における子どもへのケア・アセスメント	8項目
	合計	64項目

(2) こどもへのアンケート

令和6年6月に一時保護所に入所中の子どもを対象にアンケート調査を実施した。

<主なアンケート内容> ※アンケートの質問項目は22項目

- ・あなたがなぜここで生活することになったのか、その理由を説明されましたか。
- ・あなた自身のこれまでのことや今後どうしたいか、職員に聞いてもらえましたか。
- ・この職員や児童相談所の人で、あなたの話をよく聞いてくれる人はいますか。 など

(3) 実地調査（評価委員が(1)～(2)の評価結果を踏まえ、現地でヒアリング調査）※R6.8.7～8で実施

所長、マネジメント層へのヒアリング、申し送り会議・観察会議への立ち合い、入所児童へヒアリング、新人職員へのヒアリング(経験年数の少ない保育士、児童指導員、心理士等)、施設見学、相談部門へのヒアリング、フィードバックを評価委員が実施する。

4 評価結果

評価ランク	S	A	B	C	合計
第Ⅰ部 子ども本位の養育・支援	3	16	0	0	19
第Ⅱ部 一時保護の環境及び体制整備	0	12	2	0	14
第Ⅲ部 一時保護所の運営	2	19	1	0	22
第Ⅳ部 一時保護所における子どもへのケア・アセスメント	1	7	0	0	8
合計	6	54	3	0	63※
割合 (%)	9%	86%	5%	0%	100%

※1項目評価未実施（評価対象事例なし）

【評価ランクの考え方】

- S：優れた取り組みが実施されている。他一時保護所が参考にできるような取り組みが行われている状態。
- A：適切に実施されている。よりよい業務水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態。
- B：取り組みが十分でない。「A」に向けた取り組みの余地がある状態。
- C：重点的に改善が求められる。または実施されていない。

5 総評

(1) 評価の高い点

- ・子どもの権利を保障し、ひとりひとりの子どもを人として尊重するという意識が、一時保護所全体で当然のこととして共有されている。子どもの生活全般の支援者としての関わりを目指している様子などから、一時保護所におけるアドボケイトの実質的な補償の基礎部分として他自治体の参考となる。
- ・一時保護期間の一般的な目安を設けることで保護の長期化を防ぎ、見通しを立てやすくするとともに、子どもに対しても、状況に合わせて必要な説明がなされている。
- ・一時保護所全体に「一時保護所は子どもの個別ケアを行う場所」という基本が根付き、子どもひとりひとりのニーズや特性、状況を理解し、可能な限りそれぞれに適した個別の対応がなされている。
- ・相談部門も含めた組織全体で、フラットで風通しのよい関係性が構築され、よりよい運営のための努力がなされており、一時保護部門と相談部門との連携が日常的に緊密に行われている。
- ・一時保護所を利用した児童福祉司指導等の活用や、入所予定施設の見学への一時保護所職員の同行など、一時保護所職員が家庭や関係機関との連携に直接関わることができており、生活支援の観点から、より子どもに適した援助方針を検討するための重要かつ先進的な取り組みとして評価できる。
- ・平均保護日数が全国的に少なく、一時保護期間の一般的な目安の設定や一時保護所を利用した児童福祉司指導等の活用等により、一時保護の長期化を意識的に防ぐ取り組みの成果と考えられる。

(2) 今後期待される点

- ・未就学児を所内保護の対象としない運用については、再考の必要がある。現在の建物の状況では、未就学児に適切な保育環境を確保しにくいことから、直ちに変更することは難しいが、未就学児や身体に障がいのある子ども、重大事件に関わる子ども等についても、緊急時に一時保護所において保護できるような体制整備を検討されることを期待する。

(3) 改善が必要な点

- ・子どもの権利保障を実現するための大前提として、「職員の権利保障」も重要である。職員配置基準は満たすものの、職員の力量や負担に頼る運営とならないよう、引き続き、一時保護所職員の配置等についての検討が必要である。
- ・建物や道具などのハード面が全体に老朽化しており、安全確認など子どもを守るために神経をすり減らすような業務が多く、職員の負担になっている。
- ・一時保護所の職員体制の維持には、現行の定員や居室構成を見直すなどの戦略が必要である。若者が働きたいと思える魅力的な職場になるよう、職員の負担軽減や充実した育成システムの構築等、今後も長期的な視点で改善し続ける必要がある。

6 改善を指摘されたこと等への対応

- ・職員配置については、令和5年度に児童指導員1名を増員したところである。引き続き、現場の実情を勘案しながら適切な職員配置を検討する。
- ・子どもが過ごす居室等は、やや無機質な印象を与える古いタイプの一時保護所となっているため、家庭的な雰囲気や温かみのある空間となる居室構造等のあり方を現在検討中である。
- ・平成24年度に作成した社会福祉専門職（県職員）の人材育成方針を令和6年度中に見直す予定であり、一時保護所職員の研修体系等もこの人材育成方針に新たに盛り込み、一時保護所職員の育成方針の充実を図る。

令和3年8月に児童養護施設で発生した児童自死事案に関する二次検証について

令和7年1月23日
家庭支援課

令和3年8月に児童養護施設で発生した児童自死事案に関する二次検証委員会（以下「二次検証委員会」という。）について、第5回、第6回の二次検証委員会を開催しましたので、その概要を報告します。

1 第5回二次検証委員会

(1) 日時

令和6年12月23日（月）午後6時30分から午後9時30分まで

(2) 場所

県庁議会棟 特別会議室

(3) 出席者

ア 二次検証委員会委員

岩佐嘉彦委員、岩田正明委員、長石純一委員、藤原正範委員、河村祐子委員

イ 事務局

子ども家庭部長 中西朱実、家庭支援課長 松本夏実、児童養護・DV 室長 西村耕一

ウ ヒアリング対象者

- ・当該事案が発生した施設を所管する児童相談所の令和3年度当時の児童相談所長
- ・当該事案が発生した施設を所管する児童相談所の令和2・3年度当時の児童相談所相談課長、担当係長、担当児童福祉司

(4) 議事概要

ア 当該事案が発生した施設を所管する児童相談所へのヒアリング

二次検証委員からヒアリング対象者に対して、次のとおりヒアリングを実施した。

(ア) 児童相談所の令和3年度当時の児童相談所長へのヒアリング

- ・児童相談所の内部検証の内容、一次検証結果を受けての児童相談所の改善状況、事案発生当時の児童相談所の意思決定方法・施設との情報共有等の体制、事案発生当時や事案発生までを振り返って児童相談所が出来たのではないかと思うことなどについて質問。

(イ) 令和2・3年度当時の児童相談所 相談課長、担当係長、担当児童福祉司へのヒアリング

- ・事案発生当時の児童相談所の児童への関わりの詳細、児童相談所と施設との情報交換の程度や内容、施設入所措置までの経緯などについて質問。

2 第6回二次検証委員会

(1) 日時

令和7年1月15日（水）午前9時30分から午後0時20分まで

(2) 場所

県庁議会棟 第15会議室

(3) 出席者

ア 二次検証委員会委員

岩佐嘉彦委員、岩田正明委員、長石純一委員、藤原正範委員、河村祐子委員

イ 事務局

子ども家庭部長 中西朱実、家庭支援課長 松本夏実、児童養護・DV 室長 西村耕一

(4) 議事概要

ア 二次検証委員会の今後の運営予定について

これまでのヒアリングの内容を踏まえて、今後に向けて検討すべき内容や今後実施すべきヒアリング対象者等について整理を行った。

(具体的な内容)

- ・検証報告書は、一次検証実施に関する検証委員の人選、社会福祉審議会への報告の遅れ等、県の当該事案への対応に関することや、当該児童の生育歴も踏まえ、施設及び児童相談所が対応してきた支援内容等を分析し、当該児童に対してもっと提供できた支援が他にもあったのではないかなど等の視点で作成することを確認。
- ・今後のヒアリングについて、施設職員（退職者含む）等に対して実施することを決定。

(5) その他

第7回開催日は、令和7年2月11日（火）に決定した。

児童虐待事案に係る個別検証の実施について

令和7年1月23日
家庭支援課

児童の心身に影響を及ぼす重篤な児童虐待事案が複数発生していることを受け、発生要因の分析や予防的な対策等を検討するため、児童福祉審議会支援検証部会において、個別検証を実施することとしましたので報告します。

1 個別検証を実施する事案

- ・身体的虐待があり、児童相談所が支援を実施していた世帯で、一旦、児童相談所の支援が終了した後、身体的虐待が再発した事例
- ・市町村や児童相談所の関与が全くなかった世帯で発生した身体的虐待の事例

2 個別検証の実施方法

- ・児童福祉審議会支援検証部会で、2事例の個別検証を行う。
- ・検証委員は5名程度とし、児童福祉審議会委員と個別検証のために選任する臨時委員で構成する。
- ・第1回目の検証会議は、令和7年3月又は4月頃を予定。

【参考①】 県内の児童虐待の状況

	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
虐待通告件数	610	523	538	494	574
虐待認定件数	110	109	135	148	213

※「虐待通告件数」は、県内3か所の児童相談所が受理した児童虐待が疑われる相談件数

※「虐待認定件数」は、虐待通告件数のうち、調査の結果、児童虐待であると児童相談所が認定した件数

【参考②】 鳥取県児童福祉審議会運営要綱（一部抜粋）

（調査審議する事項）

第3条 審議会は、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）別表第1で定める事項を審議するものとし、その具体的な内容は次の各号に掲げる事項とする。

（1）～（9） 略

（10）児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第4条第5項の規定による分析、調査研究及び検証を行うこと。

（11）～（15） 略

（支援検証部会）

第7条 審議会に、次の各号に掲げる事項を調査審議するため、支援検証部会を置く。

（1）第3条第4号の業務

（2）第3条第10号の業務

（3）第3条第12号の業務

2 支援検証部会に属すべき委員及び臨時委員は、議事に応じて委員長が指名する。

3 支援検証部会に部会長を置き、その支援検証部会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。

4～6 略

平成 30 年 12 月に発生した県立皆成学園入所児童の死亡事案の検証について

令和 7 年 1 月 23 日
子ども発達支援課

平成 30 年 12 月に発生した皆成学園入所児童の死亡事案を検証する児童福祉審議会支援検証部会について、第 7 回支援検証部会を開催しましたので、その概要について報告します。

- 1 日 時 令和 6 年 12 月 23 日（月）午後 2 時 30 分から午後 4 時 30 分まで
- 2 場 所 鳥取県庁特別会議室（鳥取市東町一丁目 220）
- 3 出席者 児童福祉審議会支援検証部会
小野澤裕子委員、加藤由利委員、菅田理一委員、田村和宏委員、水野壮一委員、森田明美委員、渡邊大智委員（以上 7 名）
事務局
子ども家庭部長 中西朱実、子ども発達支援課長 松本剛志、皆成学園長 林裕人

4 議事概要

開催回	開催日	議 事
第 1 回	令和 6 年 2 月 22 日	<ul style="list-style-type: none"> ・部会長の選任 ・検証の目的、検証の方法、検証スケジュール等 ・本事案の概要等 ・本事案における検討課題
第 2 回	3 月 25 日	入所児童の支援体制
第 3 回	5 月 20 日	<ul style="list-style-type: none"> ・入所児童の支援体制 ・事故発生時の対応 ・本事案の情報共有
第 4 回	7 月 29 日	<ul style="list-style-type: none"> ・本事案の情報共有 ・本事案の公表、検証
第 5 回	9 月 2 日	<ul style="list-style-type: none"> ・施設見学 ・本事案発生当時の職員等への聴き取り調査結果報告 ・本児童の保護者への対応 ・総合的な体制
第 6 回	10 月 21 日	報告書（案） ⇒以下の点について意見をいただいた。 <ul style="list-style-type: none"> ・事案発生から数年経過後に検証することとなった経緯 ・本児童の状況の詳細 ・本事案が発生した要因の分析 ・重大事案が発生した場合の対応方針 など
第 7 回	12 月 23 日	報告書（案） ⇒以下の点について、さらに詳細に記述するよう意見をいただいた。 <ul style="list-style-type: none"> ・事案発生から数年経過後に検証することとなった経緯 ・主管課の役割 ・保護者と施設との関係性 ・皆成学園の役割、機能、あり方 など

5 その他

第 8 回開催日は、令和 7 年 1 月 27 日（月）に決定した。